

○北栄町障がい者地域生活支援事業実施要綱

平成18年9月29日

訓令第50号

改正 平成22年3月11日訓令第2号
平成22年4月1日訓令第17号
平成23年3月28日訓令第7号
平成23年11月2日訓令第48号
平成24年3月30日訓令第12号
平成25年5月27日訓令第16号
平成26年4月16日訓令第18号
平成27年3月18日訓令第12号
平成27年12月28日訓令第53号

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 相談支援事業(第5条—第12条)
- 第3章 意思疎通支援事業(第13条—第22条)
- 第4章 日常生活用具給付等事業(第23条—第29条)
- 第5章 移動支援事業(第30条—第39条)
- 第6章 地域活動支援センター事業(第40条—第49条)
- 第7章 福祉ホーム事業(第50条—第53条)
- 第8章 日中一時支援事業(第54条—第62条)
- 第9章 自動車運転免許取得・改造助成事業(第63条—第65条)
- 第10章 訪問入浴サービス事業(第66条—第74条)
- 第11章 生活支援事業(第75条—第79条)
- 第12章 声の広報等発行事業(第80条—第84条)
- 第13章 成年後見制度利用支援事業(第85条—第88条)
- 第14章 手話奉仕員養成研修事業(第89条—第93条)
- 第15章 点訳・朗読奉仕員養成研修事業(第94条—第98条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第4条に規定する障がい者及び障がい児(以下「障がい者等」という。)がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図ることを目的とし、法第77条の規定による地域生活支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施事業)

第2条 町長は、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 相談支援事業
- (2) 意思疎通支援事業
- (3) 日常生活用具給付等事業
- (4) 移動支援事業
- (5) 地域活動支援センター事業
- (6) 福祉ホーム事業
- (7) 日中一時支援事業
- (8) 自動車運転免許取得・改造助成事業
- (9) 訪問入浴サービス事業
- (10) 生活支援事業
- (11) 声の広報等発行事業
- (12) 成年後見制度利用支援事業
- (13) 手話奉仕員養成研修事業
- (14) 点訳・朗読奉仕員養成研修事業

2 町長は、前項に掲げる事業の全部又は一部を、事業を実施する能力を有する法人等に委託又は補助し、事業を実施することができる。

(費用給付事業)

第3条 前条第1項各号に規定する事業のうち日常生活用具給付等事業については、障がい者日常生活用具給付費を、移動支援事業、地域活動支援センター事業及び日中一時支援事業については、障がい者地域生活支援給付費をもって行うものとし、給付費の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(対象者)

第4条 地域生活支援事業を利用できる者は、障がい者等又は障がい者等の保護者が町内に

居住地を有する者とする。

- 2 前項に規定するもののほか、法第19条第3項に規定する特定施設入所障がい者であって同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地(同項に規定する継続入所障がい者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地)が町内である障がい者等は、地域生活支援事業を利用することができるものとする。

第2章 相談支援事業

(目的)

第5条 この章は、障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行う相談支援事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の委託)

第6条 相談支援事業の実施については、その事業の全部又は一部を、障がい者に対する相談・援助活動を実施しており、適切な事業運営ができると町長が認める社会福祉法人、医療法人等に委託することができる。

(利用対象者)

第7条 相談支援事業の利用対象者は、地域において(地域での生活を予定又は希望する場合を含む。)生活支援を必要とする障がい者等とその家族又は障がい者等の介護を行う者とする。

(事業内容)

第8条 相談支援事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 福祉サービスの利用援助(情報提供・相談等)
- (2) 社会資源を活用するための支援(各種支援施設等に関する助言・指導等)
- (3) 社会生活力を高めるための支援
- (4) ピアカウンセリング
- (5) 権利の擁護のために必要な援助
- (6) 専門機関の紹介
- (7) その他相談支援事業の実施に関し必要な事項

(職員の配置)

第9条 相談支援事業を実施するに当たり、第6条に規定する委託を受けた者(以下「事業

実施者」という。)は、次の職員を配置しなければならない。

- (1) 社会福祉士等の資格を有し、障がい者の相談・援助業務の経験がある者を1名以上常勤(専従)で配置すること。
- (2) 障がい者の相談・援助業務の経験がある者を職員として配置すること。
- (3) 相談支援事業を効果的に実施するため、専門的技術を有する者(社会福祉士、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、介護福祉士、建築士等の専門援助者)を必要に応じて確保すること。

(費用負担)

第10条 相談支援に係る利用者負担は、無料とする。

(秘密の保持)

第11条 相談支援事業に従事する者は、利用者等のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(協議会)

第12条 地域の障がい福祉に関するシステム作りに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、北栄町障がい者地域自立支援協議会及び中部圏域障がい者地域自立支援協議会を設置するものとする。

- 2 北栄町障がい者地域自立支援協議会及び中部圏域障がい者地域自立支援協議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

第3章 意思疎通支援事業

(目的)

第13条 この章は、意思疎通支援事業(町長が、手話通訳者又は要約筆記者等を派遣し、聴覚障がい者等の意思疎通の支援を行うことをいう。)の実施に関し、必要な事項を定めることにより、事業の円滑な実施を図り、聴覚障がい者等の自立と社会参加を促進することを目的とする。

(定義)

第14条 この事業において「聴覚障がい者等」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障がい者又は音声若しくは言語機能障がい者で、北栄町に住所を有する者をいう。

- 2 この事業において「手話通訳者等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 手話通訳士 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省

令(平成21年3月31日厚生労働省令第96号)に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者

- (2) 手話通訳者 都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された者
- (3) 手話奉仕員 市町村及び都道府県が実施する奉仕員養成研修事業において手話奉仕員として登録された者
- (4) 要約筆記者 市町村及び都道府県が実施する要約筆記者養成研修事業において要約筆記者として登録された者
- (5) 要約筆記奉仕員 市町村及び都道府県が実施する奉仕員養成研修事業において要約筆記奉仕員として登録された者

(事業の委託)

第15条 意思疎通支援事業(以下「事業」とする。)の実施については、手話通訳者等を設置することができ、適切な事業運営ができると町長が認める地域の障がい者福祉団体、社会福祉法人等に、その事業の全部又は一部を委託することができる。

- 2 前項の規定により事業を委託するときは、委託を受けた者(以下「事業実施者」という。)と委託契約を締結し、必要な事項を定めるものとする。

(派遣対象者)

第16条 この要綱により、手話通訳者等の派遣を受けることのできる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障がい者又は音声若しくは言語機能障がい者
- (2) 前号の者で組織する団体

(派遣の範囲)

第17条 聴覚障がい者等が、手話通訳者等の派遣を受けることができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 医療機関の受診、相談、又は健康診断を受ける場合
- (2) 官公庁、学校その他の公的機関に赴いて行う手続、相談又は事業に参加する場合
- (3) 就職面接、労働条件協議その他の就労に関する活動を行う場合
- (4) 聴覚障がい者のために実施される会議、研修会に参加する場合
- (5) 冠婚葬祭、自治会活動など、家庭生活又は地域活動に参加する場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、町長が必要と認めるもの

- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、派遣をしないものとする

る。

(1) 営利を目的として行われる場合

(2) 政治活動や宗教活動を行う場合

(派遣地域)

第18条 手話通訳者等を派遣する地域は、鳥取県内とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(派遣申込等)

第19条 手話通訳者等の派遣を希望する者は、原則として派遣を希望する日の7日前までに事業実施者に申し込むものとする。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではない。

(費用負担)

第20条 手話通訳者等の派遣に係る利用者負担は、無料とする。

(手話通訳者等の責務)

第21条 手話通訳者等は、聴覚障がい者等の人格を尊重するとともに、信条等によって差別的な取り扱いをしてはならない。

2 手話通訳者等は、その活動に関して知り得た情報を正当な理由なく、他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

3 手話通訳者等は、手話通訳等に係る研修等に積極的に参加し、自己研鑽に努めるものとする。

(手話通訳者等の報酬等)

第22条 事業実施者は、手話通訳者等を派遣したときは、報酬を支給するものとする。

2 手話通訳者等の登録、報酬及び派遣に関する具体的事項は、町長が別に定める。

第4章 日常生活用具給付等事業

(目的)

第23条 この章は、障がい者等に対し、ストマ用装具等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付又は貸与(以下「給付等」という。)することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(用具の種目及び給付等対象者)

第24条 給付等の対象となる用具の種目は、別表の「種目」に掲げる用具とし、その対象者は、第4条に規定する障がい者等で同表の「対象及び程度」欄に掲げる要件に該当する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく福祉用具の給付

について、別表の種目と重複する種目の給付対象となる者は、給付対象としない。

- 3 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付については、前回の給付日より別表の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合には、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合はこの限りではない。
- 4 用具の貸与の対象者は、第1項に掲げる障がい者等であって、所得税非課税世帯に属する者とする。

(申請)

第25条 障がい者等又はその扶養義務者(以下「申請者」という。)が用具の給付等を受けようとするときは、日常生活用具給付(貸与)申請書(様式第1号)により、町長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)で定める特殊の疾病に該当する者(以下「難病患者等」という。)又は別表の「対象及び程度」欄に掲げる要件に準ずる者である場合は、前項の申請書に日常生活用具支給意見書(様式第1号別添)を添付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、申請者が難病患者等であることを特定疾患医療受給者証により証明できる場合は、その写しを提出するものとする。

(給付決定)

第26条 町長は、前条の申請書を受理したときは、調査書(様式第2号)を作成し、用具の給付等の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、用具の給付を行うことと決定したときは、日常生活用具給付決定通知書(様式第3号)及び日常生活用具給付券(様式第4号)を、貸与を決定したときは日常生活用具貸与決定通知書(様式第5号)を申請者に交付するものとする。
- 3 町長は、用具の給付等を行わないことを決定したときは、申請者に対し却下決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(費用の負担)

第27条 用具の給付を受けた者又はこれを扶養する者は、当該給付に要した経費から公費負担の額を控除した額を給付業者に直接支払うものとする。

- 2 町長は、日常生活用具の給付に係る費用として日常生活用具給付費を直接給付業者に支払うものとする。
- 3 用具の貸与は無償とし、貸与の期間は、貸与を受けた者が施設等への入所、その他の事

情により、当該用具を必要としなくなるまでの期間とする。

4 日常生活用具費の支給については、町長が別に定める。

(用具の管理)

第28条 町長は、いまだ給付等を実施していない用具及び貸与者から返還を受けた用具は善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 町長は、用具の給付等を実施するに当たって対象者に次の条件を付すものとする。

(1) 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用してはならない。なお、目的に反したときは、当該給付に要した費用の一部又は全部を返還させることがある。

(2) 用具の貸与を受けた者又はこれを扶養する者(以下「借受者」という。)は、当該用具を貸与の目的に反して使用してはならない。また、用具をき損し、又は滅失したときは、直ちに町長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

(3) 借受者は、用具を使用する者が当該用具を必要としなくなったとき、又は当該用具の貸与の目的に反したときは、速やかに町長に返還しなければならない。

(給付台帳の整理)

第29条 町長は、用具の給付等の状況を明確にするための日常生活用具給付(貸与)台帳を整備するものとする。

第5章 移動支援事業

(目的)

第30条 屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(対象者)

第31条 この事業の対象者は、第4条に規定する障がい者等で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、条件を満たしている場合でも、法第28条に規定する介護給付費又は特例介護給付費の支給を受けること等によりこの事業と同様のサービスが利用できる者は除く。

(1) 外出時において危険回避が困難と思われる者

(2) 障がい等により、一般の交通の利用が困難な者

(3) その他町長が必要と認める者

(事業の内容)

第32条 町長は、障がい者等の外出における移動のための支援を行うものとする。

2 利用の範囲は社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出とする。(原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。)

(事業利用の禁止)

第33条 次の各号のいずれかに該当する場合には、前条各号の移動のための支援を利用することができないものとする。

- (1) 経済活動や営利目的の外出
- (2) 政治活動や宗教活動のための外出
- (3) 通年かつ長期にわたる外出

(事業の実施)

第34条 町長は、事業の実施にあたっては、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人又は民間事業者を登録し、その業者(以下この章において「業者」という。)に事業の全部又は一部を委託して実施することができる。

(業者の登録等)

第35条 事業を行う者の指定は、次の手続きにより行われるものとする。

- (1) この事業を実施しようとする者は、事業の実施にあたっては、障がい者移動支援事業者登録(変更)申請書(様式第7号)により、町長に対して登録申請を行うものとする。
- (2) 町長は、前項の申請をした者が、障がい者等にサービスを適切に提供できると認めるときは、障がい者移動支援事業者登録(変更)決定通知書(様式第8号)により通知し、サービス事業者として登録するものとする。
- (3) 業者は、事業内容又は住所地等を変更する場合には、障がい者移動支援事業者登録(変更)申請書(様式第7号)により町長の承認を受けるものとする。また、事業内容又は所在地以外の事項について変更又は廃止しようとするときは、障がい者移動支援事業者変更(廃止)届(様式第9号)を町長に提出するものとする。
- (4) 町長は、前号の変更申請に対し、障がい者移動支援事業者登録(変更)決定通知書(様式第8号)によりサービス事業者に通知し、登録事項を変更するものとする。

(登録の条件)

第36条 前条の規定による業者の登録に関する基準は、町長が別に定める。

(登録の取消)

第37条 町長は、サービス事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。

- (1) サービス事業者が、別に定める基準を満たさないとき、又は不正の手段により登録

を受けたとき。

(2) 請求に不正があったとき、又は調査の要求に応じないとき。

(給付事業)

第38条 町長は、この事業の実施に関し、障がい者地域生活支援給付費を支給する。

2 前項の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(費用の負担)

第39条 この事業を利用しようとする対象者又はその扶養義務者は、当該事業に要した経費から地域生活支援給付費の額を控除した額を業者に直接支払うものとする。

第6章 地域活動支援センター事業

(目的)

第40条 地域の実情に応じ、障がい者等の創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターを設置し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

(利用対象者)

第41条 事業の利用対象者は、町内に住所を有する活動支援を必要とする在宅の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者(以下この章において「在宅障がい者」という。)とする。

(事業の内容)

第42条 在宅障がい者に対し、創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行い、もって在宅障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、次の事業を実施する。

(1) 地域活動支援通所事業

ア 実施方法

支援員を配置し、利用対象者のニーズ及び身体状況に応じ、きめ細やかなサービスを提供する。

イ 事業内容

支援員により次のサービスを提供する。

(ア) 機能訓練

(イ) 日常動作訓練

(ウ) 創作活動

(エ) 入浴サービス

(2) 地域活動支援授産事業

ア 実施方法

指導員を配置し、利用対象者の生産活動等の支援を行う。

イ 事業内容

指導員により次のサービスを提供する。

(ア) 生産活動

(イ) 販売活動

(サービス事業者)

第43条 本事業のサービス提供の主体は、次条の規定により登録した事業者又は団体(以下「サービス事業者」という。)とし、前条第1項各号に規定する事業ごとに、次の各号に該当するものとする。

(1) 地域活動支援通所事業

ア 職員を2名以上配置し、うち1名は専任者とする。

イ 職員のうち1名以上を常勤とする。

ウ 1日あたりの実利用人員がおおむね10名以上であること。

エ 法人格を有していること。

(2) 地域活動支援授産事業

ア 職員を2名以上配置し、うち1名は専任者とする。

イ 職員のうち1名以上を常勤とする。

ウ 1日あたりの実利用人員がおおむね10名以上であること。

エ 法人格を有していること。

(事業者の登録等)

第44条 事業を行う者の指定は、次の手続きにより行われるものとする。

(1) この事業を実施しようとする者は、事業の実施にあたっては、障がい者地域活動支援センター事業登録(変更)申請書(様式第10号)により、町長に対して登録申請を行うものとする。

(2) 町長は、前項の申請をした者が、障がい者等にサービスを適切に提供できると認めるときは、障がい者地域活動支援センター事業者登録(変更)決定通知書(様式第11号)により通知し、サービス事業者として登録するものとする。

(3) 指定を受けたサービス提供主体は、事業内容又は住所地等を変更する場合には、障がい者地域活動支援センター事業登録(変更)申請書(様式第10号)により町長の承認を受けるものとする。また、事業内容又は所在地以外の事項について変更又は廃止しよう

とするときは、障がい者地域活動支援センター事業変更(廃止)届(様式第12号)を町長に提出するものとする。

- (4) 町長は、前号の変更申請に対し、障がい者地域活動支援センター事業者登録(変更)決定通知書(様式第11号)によりサービス事業者に通知し、登録事項を変更するものとする。

(登録の条件)

第45条 前条の規定による業者の登録に関する基準は、第43条に規定するもののほか、町長が別に定める。

(登録の取消)

第46条 町長は、サービス事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。

- (1) サービス事業者が、別に定める基準を満たさないとき、又は不正の手段により登録を受けたとき。
- (2) 請求に不正があったとき、又は調査の要求に応じないとき。

(利用方法)

第47条 この事業の利用は、利用対象者とサービス提供主体との契約によるものとする。

(給付事業)

第48条 町長は、この事業の実施に関し、障がい者地域生活支援給付費を支給する。

- 2 前項の支給に関し具体的な事項は、町長が別に定める。

(費用の負担)

第49条 この事業を利用しようとする対象者又はその扶養義務者は、当該事業に要した経費から地域生活支援給付費の額を控除した額を業者に直接支払うものとする。

第7章 福祉ホーム事業

(目的)

第50条 現に居住を求めている障がい者等につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援することを目的とする。

(利用対象者)

第51条 この事業の利用対象者は、家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者等を対象とする。ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。

(利用方法)

第52条 福祉ホームの利用は、利用対象者と福祉ホームを経営する者との契約によるものとする。

(補助)

第53条 町長は、福祉ホームを経営する者に対して、補助を行うものとする。

2 前項の補助金の支出に関し必要な事項は別に定める。

第8章 日中一時支援事業

(目的)

第54条 障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

(利用対象者)

第55条 この事業の利用対象者は、第4条に規定する障がい者等であって、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な者とする。

(実施事業)

第56条 町長は、日中一時支援事業として、次の事業を実施する。

(1) 日中一時支援単独型事業

ア 実施方法

適切な能力を有する職員1名以上を配置し、利用対象者のニーズ及び身体の状態に応じ、きめ細やかなサービスを提供する。

イ 事業内容

次のサービスを提供する。

(ア) 機能訓練

(イ) 日常動作訓練

(ウ) 創作活動

(エ) 入浴サービス

(2) 日中受入型事業

ア 実施方法

適切な能力を有する職員1名以上を配置し、宿泊を伴わない一時預かりを行う。

イ 事業内容

次のサービスを提供する。

(ア) 一時預かり、見守り

(イ) 入浴サービス

2 前項のサービスには、送迎サービスを含むことができる。

(実施場所)

第57条 本事業の実施場所は、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等、本事業が適切に実施でき、保健衛生及び安全の確保を図ることができると町長が認めた場所とする。

(サービス事業者)

第58条 本事業のサービス提供の主体は、次条の規定により登録した事業者又は団体(以下「サービス事業者」という。)とし、次の各号に該当するものとする。

- (1) 担当職員を1人以上配置すること。
- (2) 利用者の人数、障がいの程度等に応じて、必要な人数を確保すること。
- (3) 医療ケアを要する障がい者等に対して、サービスを提供する場合には、看護師資格を有する者が実施するものとする。
- (4) サービス提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。

(事業者の登録等)

第59条 事業を行う者の指定は、次の手続きにより行われるものとする。

- (1) この事業を実施しようとする者は、事業の実施にあたっては、障がい者日中一時支援事業登録(変更)申請書(様式第13号)により、町長に対して登録申請を行うものとする。
- (2) 町長は、前項の申請をした者が、障がい者等にサービスを適切に提供できると認めるときは、障がい者日中一時支援事業者登録(変更)決定通知書(様式第14号)により通知し、サービス事業者として登録するものとする。
- (3) 指定を受けたサービス提供主体は、事業内容又は住所地等を変更する場合には、障がい者日中一時支援事業登録(変更)申請書(様式第13号)により町長の承認を受けるものとする。また、事業内容又は所在地以外の事項について変更又は廃止しようとするときは、障がい者日中一時支援事業変更(廃止)届(様式第15号)を町長に提出するものとする。
- (4) 町長は、前号の変更申請に対し、障がい者日中一時支援事業者登録(変更)決定通知書(様式第14号)によりサービス事業者に通知し、登録事項を変更するものとする。

(利用方法)

第60条 この事業の利用は、利用対象者とサービス提供主体との契約によるものとする。

2 サービス事業者が県営の場合には、町がサービス事業者と委託契約を交わして実施する

ものとする。

(実費の徴収)

第61条 前条第2項に規定する場合には、事業実施に係る費用の一割以内の額を実費として徴収することができる。

(給付事業)

第62条 町長は、この事業の実施に関し、サービス事業者が県営でない場合には、障がい者地域生活支援給付費を支給する。

2 前項の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

第9章 自動車運転免許取得・改造助成事業

(目的)

第63条 自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する経費の一部を助成することにより、障がい者等の社会参加を促進する。

(対象者)

第64条 この事業の対象者は、別に定める。

(助成事業)

第65条 町長は、障がい者等の自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する経費の一部を助成するものとする。

2 前項の助成に関し必要な事項は、町長が別に定める。

第10章 訪問入浴サービス事業

(目的)

第66条 訪問入浴サービス事業は、家庭において単身では入浴することができない重度身体障がい者等に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図るものとする。

(対象者)

第67条 訪問入浴サービス事業の対象者は、町内に住所を有する在宅の重度身体障がい者又は難病患者等で、本事業の利用を図らなければ入浴が困難な者とする。ただし、身体障がい児又は18歳未満の難病患者等であっても、成人と同様の体格であって、本事業によらなければ入浴が困難なものは対象者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する者は、対象者から除くものとする。

(1) 介護保険法に規定する訪問入浴介護給付対象者

(2) 前号に掲げるもののほか町長が不相当と認めた者

(事業の内容)

第68条 対象者の居宅を訪問し、浴槽を提供するとともに入浴介護サービスを行う。

2 前項の利用については、対象者1名につき原則として月4回を限度とする。ただし、対象者の状況を勘案し町長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(事業の実施)

第69条 町長は、事業の実施にあたっては、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人又は民間事業者を登録し、その業者(以下この章において「サービス事業者」という。)に事業の全部又は一部を委託して実施することができる。

(事業者の登録等)

第70条 この事業を実施しようとする者は、事業の実施にあたっては、障がい者訪問入浴サービス事業者登録(変更)申請書(様式第16号)により、町長に対して登録申請を行うものとする。

2 町長は、前項の申請をした者が、障がい者等にサービスを適切に提供できると認めるときは、障がい者訪問入浴サービス事業者登録(変更)決定通知書(様式第17号)により通知し、サービス事業者として登録するものとする。

3 サービス事業者は、事業内容又は住所地等を変更する場合には、障がい者訪問入浴サービス事業者登録(変更)申請書(様式第16号)により町長の承認を受けるものとする。また、事業内容又は所在地以外の事項について変更又は廃止使用とするときは、障がい者訪問入浴サービス事業者変更(廃止)届(様式第18号)を町長に提出するものとする。

4 町長は、前項の変更申請に対し、障がい者訪問入浴サービス事業者登録(変更)決定通知書(様式第17号)によりサービス事業者に通知し、登録事項を変更するものとする。

(登録の条件)

第71条 前条の規定によるサービス事業者の登録に関する基準は、町長が別に定める。

(登録の取消)

第72条 町長は、サービス事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。

(1) サービス事業者が、別に定める基準を満たさないとき、又は不正の手段により登録を受けたとき。

(2) 請求に不正があったとき、又は調査の要求に応じないとき。

(給付事業)

第73条 町長は、この事業の実施に関し、障がい者地域生活支援給付費を支給する。

2 前項の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(費用の負担)

第74条 この事業を利用しようとする対象者又はその扶養義務者は、当該事業に要した経費から障がい者地域生活支援給付費の額を控除した額をサービス事業者に直接支払うものとする。

第11章 生活支援事業

(目的)

第75条 障がい者等に対し、日常生活上必要な訓練、指導等、本人活動支援等を行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目的とする。

(事業内容)

第76条 生活支援事業(以下「事業」という。)は、障がい者等の日常生活上、必要な訓練、指導等、本人活動支援を行う。

(事業の委託)

第77条 町長は、事業の実施にあたっては、適切な事業運営が確保できると認められる地域の障がい者福祉団体、社会福祉法人等に、その事業の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定により事業を委託するときは、委託を受けた者と委託契約を締結し、必要な事項を定めるものとする。

(費用負担)

第78条 この事業に係る利用者負担は、無料とする。

(その他)

第79条 この事業に関し必要な事項は町長が別に定める。

第12章 声の広報等発行事業

(目的)

第80条 文字による情報入手が困難な障がい者等のために、音声訳等その他障がい者にわかりやすい方法により、町の広報及びその他必要な情報を定期的に提供するすることによって、障がい者等の社会参加の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(事業の委託)

第81条 声の広報等発行事業(以下「事業」という。)の実施については、適切な事業運営ができると町長が認める地域の障がい者福祉団体、社会福祉法人等に、その事業の全部又は

一部を委託することができる。

(対象者)

第82条 この事業の対象者は、文字による情報の入手が困難な本町に住所を有する視覚障がい者とする。

(費用負担)

第83条 この事業に係る利用者負担は、無料とする。

(その他)

第84条 この事業に関し必要な事項は町長が別に定める。

第13章 成年後見制度利用支援事業

(目的)

第85条 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とする。

(事業内容)

第86条 成年後見制度の利用に要する費用のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第65条の10の2に定める費用(成年後見制度の申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬等)の全部又は一部を補助する。

(対象者)

第87条 この事業の対象者は、障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がい者又は精神障がい者であり、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者とする。

(その他)

第88条 この事業に関し必要な事項は町長が別に定める。

第14章 手話奉仕員養成研修事業

(目的)

第89条 手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(事業内容)

第90条 聴覚障がい者等との交流活動を促進し、町の広報活動等の支援者として期待される

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する。

(事業の委託)

第91条 町長は、事業の実施にあたっては、適切な事業運営が確保できると認められる地域の障がい者福祉団体、社会福祉法人等に、その事業の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定により事業を委託するときは、委託を受けた者と委託契約を締結し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第92条 この事業の対象者は、町内に住所を有し、聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する者とする。

(その他)

第93条 この事業に関し必要な事項は町長が別に定める。

第15章 点訳・朗読奉仕員養成研修事業

(目的)

第94条 点訳又は朗読に必要な技術等を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(事業内容)

第95条 視覚障がい者等との交流活動を促進し、町の広報活動等の支援者として期待される点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成研修する。

(事業の委託)

第96条 町長は、事業の実施にあたっては、適切な事業運営が確保できると認められる地域の障がい者福祉団体、社会福祉法人等に、その事業の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定により事業を委託するときは、委託を受けた者と委託契約を締結し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第97条 この事業の対象者は、町内に住所を有し、視覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する者とする。

(その他)

第98条 この事業に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(経過的天イサービスの実施)

2 この要綱の施行日から平成19年3月31日までの間については地域活動支援センター事業の実施内容について経過的天イサービス事業を含めるものとし、第2条第5号「地域活動支援センター事業」とあるのは「地域活動支援センター事業及び経過的天イサービス事業」と読み替えるものとする。

附 則(平成22年3月11日訓令第2号)

この要綱は、平成22年3月11日から施行する。

附 則(平成22年4月1日訓令第17号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日訓令第7号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年11月2日訓令第48号)

この要綱は、平成23年11月2日から施行する。

附 則(平成24年3月30日訓令第12号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第12章を加える改正は、平成23年度の事業から適用する。

附 則(平成25年5月27日訓令第16号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年4月16日訓令第18号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月18日訓令第12号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月28日訓令第53号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

別表(第24条関係)

区分	種目	対象及び程度	対象年齢	性能	耐用年数
給付	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害２級以上及び難病患者等(寝たきりの状態にある者)	18歳以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害２級以上及び難病患者等(寝たきりの状態にある者)	3歳以上18歳未満	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5年
		下肢又は体幹機能障害１級(常時介護を要する者に限る。)	18歳以上		
		療育手帳A又はB	3歳以上		
	エアマット(褥瘡防止マット)	下肢又は体幹機能障害２級以上及び難病患者等(褥瘡の予防が必要な者に限る)	18歳以上	褥瘡の防止機能を有するもの。(エアマット又は除圧マット(高密度ウレタンフォーム等の特殊な素材により体圧分散を行うもの。))	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害１級及び難病患者等で自力で排尿できない者(常時介護を要する者に限る。)	学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者(児)、介護者及び難病患者等が容易に使用し得るもの。	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	3歳以上	障がい者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上及び難病患者等(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	学齢児以上	介助者が障がい者又は難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年
移動用	下肢又は体幹機能障害２級以	3歳以	介護者が障がい者(児)又は難病	4年	

リフト	上及び難病患者等であって、必要と認められる者	上	患者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	
訓練いす	下肢又は体幹機能障害２級以上	3歳以上18歳未満	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年
訓練用ベット	下肢又は体幹機能障害２級以上及び難病患者等であって、必要と認められる者	—	腕又は足の訓練ができる器具を備えたもの。	8年
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者及び難病患者等であって、入浴に介助を必要とする者	3歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者(児)、介助者及び難病患者等が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
便器(据置型)	下肢又は体幹機能障害２級以上及び難病患者等であって、必要と認められる者	学齢児以上	障がい者(児)又は難病患者等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
ポータブルトイレ	下肢又は体幹機能障害２級以上	学齢児以上	腰掛け式のもので、障がい者(児)が容易に使用し得るもの	8年
T字状・棒状つえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、必要と認められる者	学齢児以上	移動するに当たって、容易に使用し得るもの。	3年
歩行支援用具	平衡機能障害、下肢障害又は体幹機能障害を有す者及び難病患者等で、家庭内の移動等において介助を必要とする者	3歳以上	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい者(児)又は難病患者	8年

			等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいがあり、必要と認められる者 療育手帳A又はB、精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者のいずれかであって、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	—	ヘルメット型で転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの。	3年
特殊便器	上肢機能障害2級以上及び難病患者等であって、必要と認められる者 療育手帳A又はBで訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者	学齢児以上 学齢児以上	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもので、障がい者(児)、介助者及び難病患者等が容易に使用しえるもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
火災報知器	身体障害者手帳2級以上、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者のいずれかであって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	—	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8年
自動消火器	身体障害者手帳2級以上、療育手帳B判定以上、精神障害者	—	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初	8年

	保健福祉手帳 2 級以上又は難病患者等であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯及びこれに準ずる世帯		期火災を消火し得るもの。	
電磁調理器	視覚障がい 2 級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	18歳以上	障がい者が容易に使用し得るもの。	6 年
	療育手帳A又はB	18歳以上		
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい 2 級以上	学齢児以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	10年
聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい 2 級(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	18歳以上	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10年
	聴覚障がい児・者であって、音の感知ができにくい者	学齢児以上	時間を振動により伝える時計	5 年
人工呼吸器用自家発電機又は外部バッテリー	呼吸機能障害の身体障がい児・者又は同程度の身体障がい児・者及び難病患者等であって、在宅で人工呼吸器を装着している者	—	介助者が容易に使用し得るもの	5 年
透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	3 歳以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5 年

ネブライザー	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障がい者及び難病患者等であって、必要と認められる者	—	障がい者(児)又は難病患者等が容易に使用し得るもの。	5 年
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障がい者及び難病患者等であって、必要と認められる者	—	障がい者(児)又は難病患者等が容易に使用し得るもの。	5 年
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	18歳以上	障がい者が容易に使用し得るもの。	10年
盲人用体温計(音声式)	視覚障がい 2 級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	学齢児以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5 年
盲人用体重計	視覚障がい 2 級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	18歳以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5 年
携帯用会話補助装置	音声言語機能障害又は肢体不自由者であって、発声、発語に著しい障がいを有する者	学齢児以上	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、容易に使用し得るもの。	5 年
情報・通信支援用具	視覚障がい又は上肢機能障害 2 級以上	18歳以上	障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフト	—
点字ディスプレイ	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい者(原則として視覚障がい 2 級以上かつ聴覚障がい 2 級)の身体障がい者であって、必要と認められる者	18歳以上	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6 年
点字器	視覚障がい 2 級以上	学齢児	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	7 年

		以上	るもの 懐中定規を含む。	(携帯 型は5 年)
点字タ イブラ イター	視覚障がい2級以上(本人が 就労若しくは就学しているか 又は就労が見込まれる者に限 る。)	学齢児 以上	視覚障がい者が容易に使用し得 るもの。	5年
視覚障 がい者 用ポー タブル レコー ダー	視覚障がい2級以上	学齢児 以上	①音声等により操作ボタンが知 覚又は認識でき、かつ、DAISY方 式による録音及び当該方式によ り記録された図書の再生が可能 な製品であって、視覚障がい者が 容易に使用し得るもの。 又は ②音声等により操作ボタンが知 覚又は認識でき、かつ、DAISY方 式により記録された図書の再生 が可能製品であって、視覚障がい 者が容易に使用し得るもの。	6年
視覚障 がい者 用活字 文書読 上げ装 置	視覚障がい2級以上	学齢児 以上	文字情報と同一紙面上に記載さ れた当該文字情報を暗号化した 情報を読み取り、音声信号に変換 して出力する機能を有するもの で、視覚障がい者(児)が容易に使 用し得るもの。	6年
視覚障 がい者 用拡大 読書器	視覚障がい者であって、本装 置により文字等を読むことが 可能になる者	学齢児 以上	画像入力装置を読みたいもの(印 刷物等)の上に置くことで、簡単 に拡大された画像(文字等)をモ ニターに映し出せるもの。	8年
視覚障 がい者	視覚障がい2級以上	学齢児 以上	障がい児者が容易に使用し得る もの	6年

用地デ ジ対応 ラジオ				
視覚障 がい者 用音声 通信装 置	視覚障がい2級以上	16歳以 上	文章・文字を音声に変換する機能を有する携帯電話。	5年
盲人用 時計	視覚障がい2級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	18歳以 上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	10年
聴覚障 がい者 用通信 装置	聴覚障がい者又は発声・発語に著しい障がいを有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	学齡児 以上	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの。	5年
聴覚障 がい者 用情報 受信装 置	聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	—	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの。	6年
人工喉 頭	音声障がい者であって、本装置により声の発生が可能になる者	—	①呼気によりゴム等の膜を振動させビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの(笛式) 又は	笛式4 年電動 式5年

			②顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの(電動式)	
点字図書	主に、情報の入手を点字によってしている視覚障がい者	—	点字により作成された図書。月刊、週刊等で発行される雑誌を除く。	—
ストマ用装具(紙おむつ等)	ストマ造設者 高度の排便機能障がい者、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者 高度の排尿機能障がい者	—	①低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする(蓄便袋) ②低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする(蓄尿袋) ③ストマ用装具の使用にかかる消耗品を含む。	—
収尿器	高度の排尿機能障がい者	—	男性用は採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。	1年
居宅生活動作補助用具	下肢、体幹又は移動機能障害3級以上及び難病患者等であって、必要と認められる者	学齢児以上	障がい者(児)又は難病患者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—
補聴器用電池	聴覚障がい児・者であって、補聴器を装用している者	3歳以上	補聴器に使用する電池	—
補聴器・人工内耳用乾燥機	聴覚障がい児・者であって、補聴器・人工内耳を装用している者	3歳以上	聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	3年
補聴器・人工内耳用乾燥剤	聴覚障がい児・者であって、補聴器・人工内耳を装用している者	3歳以上	聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	6ヶ月

補聴器 カバー (防水 用)	聴覚障がい児・者であって、 補聴器・人工内耳を装用して いる者	3歳以 上	聴覚障がい者が容易に使用し得 るもの	6ヶ月
人工内 耳用電 池	聴覚障がい児・者であって、 現に人工内耳を装用している 者	3歳以 上	障がい児者が容易に使用し得る もの。	—
人工内 耳用音 声信号 処理装 置	聴覚障がいにより人工内耳埋 込手術を受け、5年以上経過 している者	—	医療保険の対象とならないもの	5年
人工内 耳用充 電器	聴覚障がいにより人工内耳埋 込手術を受けている者	3歳以 上	聴覚障がい者が容易に使用し得 るもの	10年
人工内 耳用充 電池	聴覚障がいにより人工内耳埋 込手術を受けている者	3歳以 上	聴覚障がい者が容易に使用し得 るもの	1年
人工内 耳用イ ヤーモ ールド	聴覚障がいにより人工内耳埋 込手術を受けている者	3歳以 上	聴覚障がい者が容易に使用し得 るもの	—
人工内 耳用マ イクロ ホンカ バー	聴覚障がいにより人工内耳埋 込手術を受けている者	3歳以 上	聴覚障がい者が容易に使用し得 るもの	1年
動脈血 中酸素 飽和度 測定機	難病患者等であって、人工呼 吸器の装着が必要な者	18歳以 上	呼吸状態を継続的にモニタリン グすることが可能な機能を有し、 難病患者等が容易に使用し得る もの。	5年

	(パルス オキシ メータ ー)				
貸 与	福祉電 話	難聴者又は外出困難な身体障 がい者(原則として2級以上) であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として 必要性があると認められる者 及びファックス被貸与者(障 がい者のみの世帯及びこれに 準ずる世帯)	18歳以 上	障がい者が容易に使用し得るも の。	—

注意

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢
又は体幹機能障害に準じて取扱うものとする。
- 2 聴覚障がい者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴
覚障がい者用屋内信号灯を含む。